

令和 6 年度
国立公園ならではの宿泊施設に関する試行的取組
【公募要領】

【問合せ先】

環境省自然環境局国立公園課

TEL:03-3581-3351(代表)

03-5521-8278(直通)

E-mail:shizen-kouen@env. go. jp

令和 6 年 1 0 月

環 境 省

目次

1. 目的	1
2. 公募の対象者	1
3. 公募要件	1
4. 試行的取組の内容について	2
5. 採択件数及び取組期間	3
6. 応募方法	3
7. 審査	4

1. 目的

環境省では、平成28年より、国立公園のブランド力を高め、国内外の誘客を促進し、保護と利用の好循環により地域活性化を図ることを主旨とする「国立公園満喫プロジェクト」を推進しています。その一環として、国立公園の豊かな自然やそこに根ざした地域の文化をより深く満喫できるような滞在を増やす「滞在体験の魅力向上」に重点的に取り組んでいます。

「滞在体験の魅力向上」の取組では、令和5年6月に「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針」を策定し、本取組方針に基づいて様々な取組を進めてきました。令和6年5月からは、宿泊体験を核とした利用の高付加価値化を図るため「国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会」を開催しており、この度、「国立公園ならではの宿泊施設」として目指したい姿を示すべく、「国立公園ならではの宿泊施設ガイドライン（1.0版）」（以下「ガイドライン」という。）を策定しました。

ガイドラインにおいては、「国立公園ならではの宿泊施設」を増やしていくために、「全ての国立公園の宿舎事業者をお願いしたいこと」をコア項目として、「理想像を目指すために満たしてもらいたいこと」をステップアップ項目としてとりまとめています。全ての宿舎事業者が「国立公園ならではの宿泊施設」として共通の認識を持ち、全体の底上げを図るとともに、少しでも多くの施設で「理想像」が実現できるようになることを目指しています。

本公募は、「国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会」の下で、ガイドラインを踏まえ、国立公園ならではの宿泊施設としての理想像に向けた取組のモデルを示すとともに、その検討プロセスを通じてガイドラインの本格運用に向けた知見を集積することを目的として、環境省と連携して試行的取組を実施する宿舎事業者を公募するものです。

2. 公募の対象者

本公募の対象者は、自然公園法第十条第三項に基づき、環境大臣の認可を受けて国立公園の宿舎事業を執行している者としします。なお、自然公園法第十条第三項（第十六条の三第四項の認定を受けたものも含む）に基づき、新たに環境大臣の認可を受けて国立公園の宿舎事業を執行する者も含みます（未開業の場合は、令和7年度末までに宿泊施設の開業が可能な者が対象）。

3. 公募要件

次に掲げる事項について全て満たすことを要件とします。

- ・本取組の主旨を理解し、4.（3）（4）に定める取組を実施する意思があること。
- ・本取組を遂行するために必要な能力を有すること。
- ・自然公園法並びに関係法令を遵守していること。違反があった場合は、その手続きが全て完了していること。

4. 試行的取組の内容について

公募の目的を達成するため、環境省として理想像に向けた取組の計画策定支援から、計画の実施・実現までの一貫した支援等を行います。また、採択された宿舎事業者には、計画に定めた内容を実際に実施いただくほか、ガイドラインの改訂に向けた協力をいただきます。詳しくは以下の通りです。

(1) 追加的取組実施における支援（環境省の取組）

理想像に向けた取組として、ステップアップ項目のうち実施出来ていない項目を満たすための取組（以下「追加的取組」という。）を環境省が支援することを予定しています。具体的には以下の通りです。

- ・ 4.（3）に記載の追加的取組の実施に係る計画策定支援
- ・ 計画に定めた追加的取組の実施に必要と認められる支援（※）

※支援例：宿泊施設における環境負荷の総量削減に係る取組（脱炭素、廃棄物削減等）に係る調査支援、自然環境保全活動ツアーの造成支援、利益の一部を自然保護管理活動に還元する商品開発の支援 等

- ・ 国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）における優先採択（予定）

(2) 国立公園オフィシャルパートナーとの連携（環境省の取組）

環境省の取組として、国立公園オフィシャルパートナーと連携し、必要な支援等を行うことも想定しています。具体的な内容は、採択後に宿舎事業者と環境省の相談の上で決定します。

国立公園オフィシャルパートナー一覧：

<https://www.env.go.jp/nature/nationalparks/pick-up/official-partner/>

(3) チェック項目を満たすための取組の実施（採択された宿舎事業者の取組）

採択された宿舎事業者においては、追加的取組を実際に実施いただきます。（※）

なお、追加的取組を実施するための計画については、採択後に、環境省と宿舎事業者の協議の上で策定していただく予定ですが、公募の際に宿舎事業者が自ら計画を示した場合は、その内容に応じて、審査において高く評価します。（7.（2）参照。）

※追加的取組の実施対象

実現できていないステップアップ項目が二つ以上ある場合は、少なくとも二つの項目を選択して追加的取組を行うこととします。なお、「2.「国立公園の保護と利用」に関する機能・役割」のステップアップ項目で、実現できていない項目が一つでもある場合は、必ず同項目から一つ以上を選択します。

(4) ガイドライン公表と改訂に向けた協力（採択された宿舎事業者の取組）

採択された宿舎事業者については、ガイドラインのチェック項目リストを環境省ホームページにおいて公表させていただくとともに、ガイドライン改訂に向けた環境省からのフィードバックヒアリング（年１回程度）に対応いただきます。

5. 採択件数及び取組期間

(1) 採択件数

５件程度

(2) 取組期間

令和８年３月末（令和７年度末）まで

6. 応募方法

(1) 提出書類

下記の応募に必要な書類の電子データもしくは紙媒体を、公募期間内にメール又は郵送にて提出先に提出してください。メール送付の場合はタイトルに「国立公園ならではの宿泊施設に関する試行的取組応募」と明記してください。

提出様式：メールの場合 様式１、２、３は当初様式、その他追加の説明資料がある場合は、
ワード、エクセル、パワーポイント又は PDF で提出

郵送の場合 様式１、２、３及びその他追加資料について紙媒体で提出

①応募申請書【様式１】

応募者の自署、押印は不要です。

②ガイドラインチェックリスト【様式２】

各項目について、実施出来ているものに☑をつけた上で、特に力を入れているステップアップ項目や、追加的取組を行う意思のあるステップアップ項目については、各自由記述欄にその詳細を記載して下さい。コア項目の大部分を幅広く満たしており、更にステップアップ項目の内容に取り組んでいることが望ましいと考えており、チェックリストと自由記述欄に記載の内容に基づき、審査を行います（７．（２）参照。）

③宿泊施設概要資料【様式３】

以下の書類がある場合には、追加で提出して下さい。

- ・ 宿泊施設の概要を示すパンフレット等
- ・ 追加的取組実施に関する計画（４．（３）参照）
- ・ 取得済の認証もしくは第三者評価が分かる資料（取得の年月日が分かるように留意して下さい）

(2) 公募期間

令和６年１０月２９日(火)から令和６年１１月２９日(金)まで(郵送の場合は当日消印有効)

(3) 応募書類の提出先及び問合せ先

東京都千代田区霞が関 1-2-2 (中央合同庁舎第 5 号館 2 6 階)

環境省自然環境局国立公園課

TEL: 03-5521-8278

E-mail: shizen-kouen@env.go.jp

(4) 公募に係る説明会

本事業に対する事業者の参加の促進のため、以下のとおり、本公募要領に関する説明会を開催します。

・日時: 令和 6 年 11 月 12 日 (火) 14:00~15:00

・形式: オンライン

・参加方法: 11 月 7 日 (木) 17:00 までに、次の URL から申し込みをお願いします。申込み頂いた方に web 会議のリンクを送付します。

<https://forms.office.com/r/HexD9np9m8>

(お申込み内容は業務委託先である三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング(株)に預託します。)

・その他: 当日の資料及び質疑応答は後日 web ページにて公表を予定しています。説明会に参加できない場合は web ページ(https://www.env.go.jp/nature/np/post_118_00003.html)をご覧ください、不明点があれば 6.(3) 問い合わせ先までお問い合わせ下さい。

(5) その他

提出された応募書類は、応募者に返却しません。応募書類は審査以外の目的に使用することはありません。なお、行政期間の保有する情報の公開に関する法律 (平成 11 年法律第 42 号) に基づき、不開示情報 (個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等) を除いて開示される場合があります。

また、応募にかかる費用は、全額応募者負担とします。

7. 審査

(1) 審査の流れ

提出書類をもとに、以下 7.(2) に定める審査項目に基づき、「国立公園ならではの宿泊施設との連携方策検討会」(非公開)からの助言も参考に、環境省において決定します。また、必要に応じて、追加資料の提出やヒアリング (オンラインを想定) 実施を依頼する場合があります。対象となった申請については、環境省から応募者へ連絡します。

なお、現在の宿舎事業者には経営規模や価格帯などに幅があることを踏まえ、それぞれのモデル事例を示すことを念頭に、経営規模・価格帯・取組内容についてバリエーションを持たせて採択をする予定です。

(2) 審査項目

次の項目に基づき総合的に審査を行います。なお、新たに宿泊施設を整備しようとする者については、整備される宿泊施設における見込みについて審査の対象とします。

① ガイドラインのチェック項目を満たす割合とその熟度

- ・ガイドラインのコア項目について幅広く大部分を満たす事が出来るか(全てのコア項目を満たしていることが望ましい)
- ・追加的取組を行った上で、どの程度のステップアップ項目を満たすことが出来るか(幅広く、より多くの項目数を満たすことが望ましい)
- ・特にステップアップ項目の取組内容について、どの程度の熟度で満たすことが出来るか(国立公園の保護と利用の好循環への高い貢献があることが望ましい)

②取組への理解及び積極性

- ・試行的取組の目的を理解し、環境省からの意見徴収への対応など理想像の具現化と連携方策の本格運用に向けた知見の集積に積極的に協力する意思があるか
- ・追加的取組実施の計画が示されている場合、その内容に応じて高く評価する

③その他

- ・取得済の認証や第三者評価がある場合は高く評価する(国際・国内の認証制度に則ったもののほか、OTA等で得ている評価も対象に含む)